【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（報告の徴取及び立入検査）

**第百五十六条の十五**　内閣総理大臣は、金融商品債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、金融商品取引清算機関若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者に対し、当該金融商品取引清算機関の業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、金融商品取引清算機関若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、当該金融商品取引清算機関若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者にあつては、当該金融商品取引清算機関の業務若しくは財産に関し必要なものに限る。）をさせ、若しくは関係者に質問（当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者の関係者にあつては、当該金融商品取引清算機関の業務若しくは財産に関し必要なものに限る。）をさせることができる。

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（報告の徴取及び立入検査）

第百五十六条の十五　内閣総理大臣は、金融商品債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、金融商品取引清算機関若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者に対し、当該金融商品取引清算機関の業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、金融商品取引清算機関若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、当該金融商品取引清算機関若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者にあつては、当該金融商品取引清算機関の業務若しくは財産に関し必要なものに限る。）をさせ、若しくは関係者に質問（当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者の関係者にあつては、当該金融商品取引清算機関の業務若しくは財産に関し必要なものに限る。）をさせることができる。

（改正前）

（新設）

第百五十六条の十五　内閣総理大臣は、有価証券債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、証券取引清算機関に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、証券取引清算機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第百五十六条の十五　内閣総理大臣は、有価証券債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、証券取引清算機関に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、証券取引清算機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（改正前）

（新設）